

神戸市コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付要綱

令和4年7月8日 福祉局長決定

(目的)

第1条 この要綱は、コロナ禍における物価高騰の影響を強く受けている福祉施設等に対し、市民への安定的なサービス確保のために必要な経費の助成を行うにあたり、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該給付金等の交付等に関して必要な事項を定める。

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 福祉施設等

- ① 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第2項から5項、7項から13項、15項から24項、26項及び第8条の2に規定するサービスを提供する施設
- ② 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4及び第20条の6に規定する施設
- ③ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号、以下「障害者総合支援法」という。）第5条第2項から8項、10項、12項から15項、17項、18項、27項及び28項に規定するサービスを提供する施設
- ④ 障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施する地域生活支援事業のうち「令和4年3月30日付障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知」に定める次のサービスを提供する施設（訪問入浴サービス、日中一時支援）
- ⑤ 障害者総合支援法第5条第25項に規定する補装具を提供する事業所
- ⑥ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2に規定するサービスを提供する施設及び第42条、第43条に規定する施設
- ⑦ 生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第2項に規定する施設

(2) 入所施設

福祉施設等のうち、施設へ入所してサービスを提供する施設及び宿泊してサービスを提供する施設（(3)から(6)に定める施設を除く）

(3) 障害者入所施設（区分①）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第6項に規定するサービスを提供する施設（療養介護）

(4) 障害者入所施設（区分②）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第8項、10項、12項（宿泊に関するものに限る）及び17項に規定するサービスを提供する施設（短期入所、施設入所支援、宿泊型自立訓練及び共同生活援助）

(5) 障害者入所施設（区分③）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第28項に規定するサービスを提供する施設（福祉ホーム）

(6) 障害児入所施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第42条に規定する施設

(7) 通所施設

福祉施設等のうち、居宅より施設へ通いサービスを提供する施設（（8）から（10）に定める施設を除く）

(8) 障害者通所施設（区分①）

福祉施設等のうち、障害者総合支援法第5条第7項、12項（宿泊に関するものを除く）13項及び14項に規定するサービスを提供する施設（生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援及び就労継続支援）

(9) 障害者通所施設（区分②）

福祉施設等のうち次の施設

- ① 障害者総合支援法第5条第27項に規定するサービスを提供する施設（地域活動支援センター）
- ② 障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき、市が実施する地域生活支援事業のうち日中一時支援を提供する施設

(10) 障害児通所支援施設

福祉施設等のうち、児童福祉法第6条の2の2第2項及び第4項に規定するサービスを提供する施設（児童発達支援、放課後等デイサービス）

(11) 障害児者訪問系事業所

福祉施設等のうち次の事業所

- ① 障害者総合支援法第5条第2項から5項及び15項に規定するサービスを提供する事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、就労定着支援）
- ② 障害者総合支援法第77条及び第78条に基づき市が実施する地域生活支援事業のうち訪問入浴サービスを提供する事業所
- ③ 児童福祉法第6条の2の2第5項及び第6項に規定するサービスを提供する事業所（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）

(12) 障害児者相談事業所

福祉施設等のうち次の事業所

- ① 障害者総合支援法第5条第18項に規定するサービスを提供する事業所

② 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定するサービスを提供する事業所

(13) 補装具事業所

福祉施設等のうち、給付金の申請日時点において本市と補装具費支給契約を締結している事業所又は令和5年1月6日までに本市が補装具費支給契約（新規・変更（事業所の追加に限る））の申請を受理した事業所

(14) 訪問系事業所

福祉施設等のうち、(2) から (13) に定めるもの以外のもの

(15) 利用者

(2) ～ (10) に掲げる施設における各サービスの給付を受けた者をいう。

(16) 給付対象利用者総数

令和4年6月1日から30日までの期間、又は令和4年10月31日までに申請が無かった場合には令和4年10月1日から30日までの期間における給付対象となる利用者の総数に12を乗じた数。

ただし、令和4年6月1日から令和5年2月1日までに事業を開始した場合、事業開始月、事業開始月の翌月のうち、いずれかの月の1日から30日までの期間における給付対象となる利用者の総数に、事業開始月から令和5年3月までの月数を乗じた数とする。

(給付対象事業者)

第3条 給付金の交付対象となる者（以下「対象事業者」という。）は、神戸市内に住所を有する福祉施設等とする。

ただし、下記の施設は除く。

- (1) 令和5年2月1日時点において事業を開始していない福祉施設等
- (2) 申請時点で事業を廃止している福祉施設等
- (3) 国及び地方公共団体が運営する福祉施設等

(給付対象経費)

第4条 給付金の交付対象となる経費は、対象事業者が負担する次に掲げる経費とする。

- (1) 光熱水費
- (2) 食材費
- (3) 消耗品費
- (4) その他市長が必要と認める経費

(給付金の額)

第5条 対象事業者に交付する給付金の額は、対象事業者一につき50,000円とする。ただし、別表に掲げる施設については、次の各号に掲げる金額のうちいずれか高い方を給付金

の額とする。なお、事業所が複数の事業を実施している場合は、サービスごとに給付金を交付する。

- (1) 対象事業者一につき 50,000 円
 - (2) 別表に定める金額に給付対象利用者総数を乗じた額
- 2 障害児者訪問系事業所及び障害児者相談事業所については、事業の特性に鑑み、1つの事業所で複数のサービスの指定を受けている場合においても、一事業所として給付金を交付する。
 - 3 前2項にかかわらず令和4年度内に事業の廃止、休止等を行った対象事業者については給付金の額について所要の調整を行う。

(交付申請)

第6条 補助金規則第5条の規定に基づき、給付金の交付を受けようとする福祉施設等の代表者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる書類を令和5年2月28日までの間に市長に提出して、申請しなければならない。

- (1) 神戸市コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付申請書兼概算払請求書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第7条 市長は、補助金規則第6条の規定による交付決定を行うときは、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定通知書（様式第2号）により申請後概ね30日以内に申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、申請者に対し給付金を交付しないことを決定した場合は、その旨をコロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、給付金の交付決定にあたり、当該給付金の交付の目的を達成するために対象事業者に対し次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について領収証書等の証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を給付金の交付の決定の日（事業の中止又は廃止に係る承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
 - (2) その他市長が必要と認める事項

(事業の変更等)

第8条 前条第1項による交付の決定を受けた者（以下、「給付対象事業者」）は、補助金規

則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付変更申請書兼概算払請求書を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨をコロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定変更通知書（様式第8号）により、給付対象事業者に通知するものとする。

（給付金の交付）

第9条 市長は、第7条第1項による交付の決定（前条第2項の交付決定の変更を含む）をした場合には、給付対象事業者に対し、当該給付金の全額を概算払する。

（事業の中止又は廃止）

第10条 給付対象事業者は、事業を中止し、又は廃止する場合には、次に掲げる書類を事業中止（廃止）の日から起算して15日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- （1）コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業中止（廃止）承認申請書（様式第4号）
- （2）コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書（様式第5号）
- （3）その他市長が必要と認める書類

（実績報告）

第11条 給付対象事業者は、補助金規則第15条に基づき事業の実績を報告しようとするときは、事業の完了後、令和5年4月10日までに、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金事業実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付額の確定と精算）

第12条 市長は、補助金規則第16条による交付額の確定を行ったときは、コロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金額確定通知書（様式第6号）により、速やかに給付対象事業者に通知するものとする。ただし、確定した給付金の交付額が、交付の決定における交付予定額と同額である場合は、通知を省略することができる。

- 2 市長は、給付対象事業者に交付すべき給付金の額を確定した場合において、既にその額を超える給付金が交付されているときは、その超える部分につき期限を定めて返還させるものとする。

(給付金の返還等)

- 第 13 条 市長は、補助金規則第 19 条による給付金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨をコロナ禍における物価高騰対策福祉施設等緊急支援事業給付金交付決定取消通知書(様式第 7 号)により当該給付対象事業者に通知するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により給付金の交付を取り消した場合において、既に給付金を交付しているときは、期限を定めて返還させるものとする。

(検査及び報告)

- 第 14 条 市長は、給付金の適正な支出のため、必要に応じて給付対象事業者に対し、検査、報告その他必要な措置(以下「検査及び報告等」という。)を求めることができる。
- 2 給付対象事業者は、検査及び報告等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

(その他)

- 第 15 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の交付に関して必要な事項は、福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 7 月 8 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 11 月 14 日から施行する。

別表（第5条関係）

区分	給付額
(1) 入所施設	120 円
(2) 障害入所施設（区分①）	
(3) 障害入所施設（区分②）	80 円
(4) 障害入所施設（区分③）	
(5) 障害児入所施設	
(6) 通所施設	40 円
(7) 障害者通所施設（区分①）	
(8) 障害者通所施設（区分②）	
(9) 障害児通所支援施設	